

○自動車運転代行業者に対する営業の停止命令

(第 23 条第 1 項)

改正 令和 4 年 3 月 25 日 令和 4 年 10 月 1 日

処分基準

令和 4 年 10 月 1 日作成

法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第 23 条第 1 項
処分の概要	自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・ 第 5 条(営業の停止の基準)
処分基準	自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。
問い合わせ先	交通部交通企画課安全係

別紙

[別紙参照]